

## 平成24年度「語学指導等を行う外国青年招致事業」募集要項 (少数招致国用)

「語学指導等を行う外国青年招致事業」(JETプログラム)は、日本における外国語教育の充実を図るとともに、青年交流による地域レベルでの国際交流の発展を図ることを通じて我が国と諸外国との相互理解を増進し、もって我が国の国際化の促進に資することを、その目的とするものである。

この目的は、JETプログラム参加者(以下参加者という)に地方公共団体、公・私立小・中・高等学校等の活動の場が提供されることによって達成される。

本事業は、日本国の総務省、外務省、文部科学省及び(財)自治体国際化協会(以下「CLAIR」という)の協力の下に、地方公共団体等(以下「任用団体」という)が実施している。本事業は、当プログラム参加諸国政府の支援協力のもとに、1987年を初年度としてスタートし、2011年度は、39カ国から4,330名(注1及び2参照)が参加する。

本事業は、過去25年間、絶大な評価を博しており、この高い評価を維持することは非常に重要である。招致される参加者は、当該国を代表する名誉ある者として、国際的相互理解の進展に努める等相応の責任を果たすことを期待されており、日本への積極的な関心、円満な性格及び健全な心身等を有する者の応募が望まれる。

本事業に参加する者は、通常、1年間の任用期間で任用団体から任用されることとなる。来日の際の航空運賃や報酬は、任用団体(つまり任用団体の納税者)が支払う。また、参加者は地方公務員として任用団体に勤務することとなるため、勤務に当たっては、公僕としてふさわしい行動が求められることとなる。配置先決定後の参加取り止め及び任用期間途中における退職等は、任用団体が多大な迷惑を被り、当プログラムの運営に重大な支障をきたすこととなるために、厳に謹まなければならない。

なお、本募集要項は、スポーツ国際交流員(注3参照)を除く外国語指導助手及び国際交流員を対象にしたものである。

本事業の詳細は、次のとおりである。

### 1 募集職種・職務内容

#### (1) 募集職種

募集職種は2種類ある。応募者は、いずれか一つの職種にのみ応募することができる。

外国語指導助手：語学指導に従事する者。主として教育委員会、又は小・中・高等学校等において職務に従事する。

国際交流員：国際交流活動に従事する者。地方公共団体の行政部門等に配置され職務に従事する。

#### (2) 職務内容

外国語指導助手：主として教育委員会、又は小・中・高等学校等に配置され、所属長や校長の指示を受け外国語担当指導主事又は外国語担当教員等の助手として職務に従事する。職務内容は、任用団体により異なるが、概ね次のとおりである。

- ① 中・高等学校における外国語授業の補助
- ② 小学校における外国語活動等の補助
- ③ 外国語教材作成の補助
- ④ 外国語担当教員等に対する現職研修の補助
- ⑤ 特別活動や部活動等(注4参照)への協力
- ⑥ 外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供(言葉の使い方、発音の仕方等)

- ⑦ 外国語スピーチコンテストへの協力
- ⑧ 地域における国際交流活動への協力
- ⑨ その他

国際交流員：任用団体の所属長の指示を受け、職務に従事する。職務内容は、任用団体により異なるが、概ね次のとおりである。

- ① 任用団体の国際交流関係事務の補助（外国語刊行物等の編集・翻訳・監修、国際経済交流事業を含む国際交流事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言、外国からの訪問客の接遇、イベント等の際の通訳等）
- ② 任用団体の職員、地域住民に対する語学指導（注5参照）への協力
- ③ 地域の民間国際交流団体の事業活動に対する助言、参画
- ④ 地域住民の異文化理解のための交流活動（学校訪問を含む）及び外国人住民の生活支援活動への協力
- ⑤ その他

## 2 資格要件

### 【一般要件】

- ① 日本について関心があり、来日後もすすんで日本に対する理解を深める意欲があること。日本語を学ぶ努力をすること、又は学び続けること。日本の地域社会における国際交流活動に参加する意欲があること。
- ② 心身ともに健康であること。
- ③ 日本で職務に従事し、生活適応する能力を有すること。
- ④ 大学の学士号取得者又は指定の来日日までに学士号取得見込みの者であること。（あるいは、外国語指導助手の場合、3年以上の初等学校若しくは中等学校の教員養成課程を修了した者、又は指定の来日日までに同課程を修了見込みの者であること。）
- ⑤ 応募時に、募集選考地国の国籍を有する（永住権を有する者は除く）こと。日本国籍を有する者は参加同意書提出期日までに日本国籍を離脱する手続きを行うこと。日本以外の二重国籍を有する者は1ヵ国のみ申請できる。
- ⑥ 指定言語（注6参照）の発音、リズム、イントネーション、発声において優秀であり、かつ現代の標準的な語学力をそなえていること。また、文章力、文法力が優れていること。
- ⑦ 2009年度以降（2009年4月指定来日以降）のJETプログラムに参加しておらず、かつ、過去の参加累計期間が5年以下であること。
- ⑧ 前年度JETプログラムに合格し、配置先決定の通知後、辞退した者でないこと。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合を除く。
- ⑨ 応募時まで、2002年以降合計して6年以上にわたり日本に居住していないこと。
- ⑩ 本プログラム終了後も日本との交流に積極的に関与する意欲を有していること。
- ⑪ JETプログラムに参加するための我が国への入国に際して、出入国管理及び難民認定法第2条の2に定める在留資格をもって在留することに同意すること。
- ⑫ 日本国法令を遵守すること。
- ⑬ 犯罪に係る刑罰等の執行猶予を受けている者においては、応募時まで執行猶予期間を満了していること。

### 【英語圏以外の国の場合】

- ⑭ 英語又は日本語の実用的能力を有すること。

一般要件に加え、各職種毎に以下の要件が加わる。

### 【外国語指導助手については、一般要件のほか、更に以下の要件を必要とする。】

- ⑮ 日本における教育、特に外国語教育に関心があること。

- ⑯ 積極的に子ども達と共に活動することに意欲があること。
- ⑰ 語学教師としての資格を有する者又は「語学教育」に熱意がある者。  
※日本語能力は資格要件ではないが、高い日本語能力を有する応募者には選考にあたり一定の評価が追加的に与えられる。

【国際交流員については、一般要件のほか、更に以下の要件を満たすこと。】

- ⑱ 日本語の実用的な能力を有すること。

### 3 勤務条件

勤務条件は、事業主体である任用団体が決定する。一般的には次のとおりであるが、任用団体により異なる。

#### (1) 任用期間・勤務時間

任用期間は、原則として指定来日日の翌日から1年間とする。なお、指定来日日に来日できず、来日が遅れた者については、期間が短縮される場合もある。

参加者が別途任用団体が定める条件に違反した場合、1年を満了しなくとも任用解除となる場合がある。

任用団体と参加者との合意がなされた場合に限り、再度1年間の任用が可能となる。この場合、再任用の回数は原則2回までとする（合計3年間のJETプログラム参加）。ただし、任用団体において勤務実績、経験・能力を考慮の上特に優れた者については最高4回までの再任用を可能とする（合計5年間のJETプログラム参加）。

期間の途中で退職すると、学校の教育計画や当プログラムの運営に重大な支障をきたす。したがって全ての参加者は、任用期間を全うすることを要求されている。

勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間程度である。勤務時間の割り振りは、任用団体により異なるが、通常、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分の時間帯内で定められる。基本的に、土曜日・日曜日・日本の祝日は休みとなる。ただし、業務の都合により、勤務時間の変更や土曜日・日曜日・日本の祝日における勤務が必要とされる場合もある。また、有給休暇は任用団体により異なるが、最低10日は付与される。

#### (2) 報酬

年間報酬額は、初年度は336万円程度とし、再任用された場合の2年目は360万円程度、3年目は390万円程度とする。なお、任用団体が特に優れた参加者に対して2回を超えて再任用を行った場合において、4年目及び5年目の年間報酬額は、それぞれ396万円程度とする。なお、所得税及び住民税が課税される場合には（注7）、この報酬額から本人が負担するものとする。この金額は、日本における平均的生活費としては、十分な額である。

報酬は月額で支給される。また、帰国時にはその年に課税された住民税等の一部をまとめて納税する必要が生じる場合がある。

また、日本では、健康保険、厚生年金保険、雇用保険等に参加しなければならず、その経費の一部は個人負担である。この個人負担は毎月税引き後の報酬額から報酬支給時に差し引かれる。

#### (3) 兼業の禁止

参加者は、任用期間中、当プログラム以外の就業が原則として禁止されている。

### 4 任用団体

参加者の配置については、CLAIRが決定する。

また、参加者は配置された団体に赴任しなければならない。

以下に列挙するような特別な事情については考慮されるが、必ずしも要望どおりの配置ができるとは限らない。（特に、補欠繰上者の場合、要望に応じることが困難となる。）また、考

慮されるべき事情がある場合は全て応募書類に記入することとし、それ以外の方法での要望は受け付けない。

なお、申請後の変更については、特別な事情であっても考慮できない場合がある。

(考慮される特別な事情)

- ・ 配偶者も同時に応募している場合
- ・ 配偶者又は本人の家族が既に日本国内に居住しており、転居が不可能な場合

## 5 個人情報

本申請に係る個人情報は、在外公館において使用されるほか、総務省、外務省、文部科学省、CLAIR、都道府県及び政令指定都市（注8参照）、任用団体に提供され、配置、オリエンテーションの実施等に使用される。また、採用後に緊急事態が発生した場合、任用期間途中において中途退職する場合にも、プログラムの運営（※）のため、その時期及び理由等を上記関係各機関に連絡することがある。

※ ここでいうプログラムの運営とは、具体的に以下のことを指す。

- (1) 中途退職者の補充業務
- (2) 各種負担金の請求・払戻業務
- (3) JET傷害保険に伴う契約や管理
- (4) JETプログラム参加者リストの更新
- (5) 緊急事態が生じた場合の対応
- (6) その他JETプログラムの円滑な運営に必要な業務

## 6 渡航及び帰国について

### (1) 来日費用等の弁償等

合格者は指定された日程に従い、指定された航空便で来日しなければならない。指定された航空機に搭乗しなかった場合には、人道的な理由等やむを得ない場合でない限り合格は取り消される。

各国の指定された空港までの各国国内交通費は自己負担である。

各国の指定された空港から成田国際空港までの航空券及び成田国際空港からオリエンテーション会場までの交通費、オリエンテーション会場における宿泊費及びオリエンテーション会場から各任用団体への交通費航空券等は任用団体が負担する。このため配置先決定後に本プログラムへの参加を辞退した者及び合格を取り消された者は、人道上やむを得ない場合を除き、これにより発生したキャンセル料等（任用団体が赴任後の住居の手配等がをしている場合には、当該費用に関するものも含む）を支払わなければならない。

なお、航空運賃のキャンセル料は、キャンセルが確定した日によっても異なるが、指定された出発日の30日前から15日前までの間は当該航空運賃の半額、指定された出発日の14日前から出発日までの間は全額とする。

また、「人道上やむを得ない場合である」と判断する場合、それを証明する書類の提出を求める場合がある。

### (2) 日本国内からの参加について

プログラム参加前に既に日本国内に居住している場合は、国内からの赴任が認められる。ただし、「短期滞在ビザ」により日本国内に入国した者については、在留資格の変更が認められていないため、JETプログラムへの参加前に一旦本国に帰国した上、指定された航空便で来日することとなる点につき注意すること。また、「短期滞在ビザ」以外のビザからの在留資格の変更が可能か否かについては、参加者の責任において日本国内における所定の入国管理局に確認をし、変更が不可能な場合には本国に帰国の上指定された航空便で来日しなければならない。

日本国内から参加する場合は、指定された空港又は指定された鉄道の駅からオリエンテーシ

オン会場までの交通費が任用団体から支給される。指定された空港又は指定された鉄道の駅までの交通費は自己負担とする。東京から 100km 未満の地点から参加する場合は全て自己負担となる。

オリエンテーション会場から赴任地までは、同一の取りまとめ団体に配置された参加者と一緒に移動することとし、個別に移動することは認められない。

また、その交通費は任用団体が負担する。

### (3) 終了後の帰国費用

任用期間を満了した後の帰国費用については、任用期間の終了後帰国までの間に、日本において当該団体又は第三者と雇用関係に入ることなく、かつ、1ヶ月以内に帰国する場合、日本から来日時の指定された空港までの帰国費用が、原則として航空券により支給される。

日本国内から赴任した者のうち上記要件を満たす者については、出身国内の指定される国際空港までの帰国費用が、原則として航空券により支給される。

### (4) 来日経費の返還

参加者は、正当な理由なく帰国する等任用条件に違反した場合、また、訪日後に J E T 参加者としてふさわしくない行為により合格が取り消された場合は、自費で帰国するとともに、任用団体が既に支払った往路の経費を返還しなければならない。なお、住居に関する費用等を任用団体が負担した場合も同様とする。

### (5) 家族の査証

参加者が同伴する家族（配偶者及び子ども）は、在外公館において法律上有効な婚姻関係又は親子関係にある旨を立証する証明書を提出の上、査証申請を行い、家族滞在査証を取得しなくてはならない。対象となる家族は、法律上有効な婚姻関係又は親子関係である家族であり、婚約者や事実婚者等は対象とはならない。

## 7 住居

住居については、任用団体から参加者に対し、適切な情報が提供される。住居は参加者が契約し、住居にかかる費用も全て参加者が支払わなければならない。なお、任用団体が住居の手配を代行する場合があるが、この場合も、諸費用は全て参加者の負担となる。

日本においては、入居前に、家賃のほか、入居に要する諸費用の支払いが必要となる。入居に要する諸費用は、敷金、礼金、不動産業者への仲介手数料、前家賃等である。これらの諸費用は、参加者が、来日直後に支払わねばならない。諸費用の額は、通常、家賃の2ヶ月分から6ヶ月分程度の額となる。

また、部屋の維持費及び修繕費については、賃貸借契約の定めるところによる。

## 8 オリエンテーション及び研修

### (1) 出発前オリエンテーション

日本に出発する前に、本事業及び日本語学習教材が送付される。

また、出発前に各在外公館において出発前オリエンテーションが行われるが、合格者は出席しなければならない。

なお、日本国内からの参加者への出発前オリエンテーションは行っていない。

### (2) 来日直後オリエンテーション

C L A I R、文部科学省及び任用団体により生活一般、職務の遂行等に関する研修が行われる。新規参加者は、来日直後オリエンテーションに出席しなければならない。

### (3) 研修

来日後、参加者は、日本語能力の向上と、帰国後の日本語普及等を通じた対日理解の促進を図るため、日本語学習の機会が C L A I R から提供される。また、C L A I R 等が出席を義務づけている研修には必ず出席しなければならない。

## 9 帰国後について

J E T参加者は、プログラム参加後、さまざまな分野で日本と母国の間の架け橋として活躍することが強く期待されている。過去の J E T 参加者は終了後、各国・地域において同窓会組織である J E T A A ( J E T Alumni Association ) を発足させて、日本と母国との友好関係促進のために草の根レベルでさまざまな活動 ( 会員相互の情報交換、J E T 帰国者のケア、日本文化紹介、教育広報等 ) を行っている。J E T A A は全世界に計 5 2 支部あり、会員数は約 2 万 4 千人となっている ( 2 0 1 1 年 7 月現在 ) 。新規の参加者は、帰国後、近隣の在外公館に帰国後の連絡先を連絡した上で、J E T A A に参加し、日本紹介、教育広報等の活動を積極的に行うことが強く期待されている。

## 1 0 応募方法

応募者は次の書類を整え、原本 1 部、コピー 2 部を 2 0 1 2 年 0 3 月 1 6 日までに母国にある各管轄の在外公館に提出しなければならない。早期提出が望ましい。なお、これらの提出書類は返却されない。詳細は、Application Form Instructions を参照のこと。

- ① 応募書類
- ② 健康状況自己報告書
- ③ 英語又は日本語による推薦状 2 通 ( 卒業見込者については、必ず 1 通は卒業予定年月日を明示した大学関係者の推薦状であること )
- ④ 成績証明書
- ⑤ パーソナルエッセイ ( A 4 サイズ 2 ページ以内とし、ページを超える部分は考慮の対象としない。タイプ打ち、ダブル・スペース )  
( 言語は、C I R 受験者の場合には日本語又は現地語、A L T 受験者の場合には指定言語 )  
**【各館注】** 現地語のパーソナルエッセイの採点が困難である場合には、C I R 受験者の言語を日本語に限定してもよい。
- ⑥ 卒業証明書 ( 卒業見込者については卒業見込証明書又は在学証明書を提出すること )
- ⑦ 国籍を証明する文書の写し ( パスポート、出生証明書等 )
- ⑧ ( 犯罪歴の欄に「有」とした場合は ) ( 無 ) 犯罪証明書 ( 応募〆切りまでに間に合わない場合は、個別に各国大使館に照会すること。 )

## 1 1 配置先決定の通知及び参加資格の取り消し

### ( 1 ) 合格通知

第一次及び第二次選考の結果、在外公館が推薦する候補者のうち、関係機関の協議を経て、任用団体による受入れが決まった者を合格者とする。合格者に対して 2 0 1 2 年 5 月に外務省が、在外公館を通じて配置される任用団体名とともに合格を通知する。その後、任用団体からは採用内定通知書、勤務条件や勤務先を明示した書類、任用団体の紹介パンフレット等が合格者に直接送付される。

### ( 2 ) ( 無 ) 犯罪証明書及び健康診断書の提出

申請書で犯罪歴を「無」とした合格者を含め全ての合格者には、原則として、訪日前に ( 無 ) 犯罪歴証明書及び健康診断書の入手・所轄の公館への提出が義務づけられており、6 月 2 8 日までに同書類を所轄の公館へ提出しなければならない。正当な理由なく同書類の提出がない場合は、参加資格が取り消されることがある。

( 無 ) 犯罪証明書の提出は、次のとおり、すべての合格者及び補欠者並びに応募時に犯罪歴ありとしたすべての応募者に対して義務付けられている。提出した ( 無 ) 犯罪証明書に記載の犯罪の性質等によっては以下 ( 3 ) にあるとおり参加資格が取り消されることがある。

( i ) ( 無 ) 犯罪証明書については、少なくとも 5 年間以上 ( 期間につき制度上制約がある場合は可能な限り近い期間 ) の証明書を提出する。

( ii ) 原則として、現居住地の州政府の証明書を提出する。ただし、連邦政府の証明書の方が取得が容易である場合には、連邦政府の証明書を提出しても差し支えない。

( iii ) 現居住地の州政府の証明書を提出し、かつ、当該証明書に当該州の ( 無 ) 犯罪情報しか含まれていない場合には、過去 5 年間において当該国の現居住地の州以外の同一州に引き続き少な

くとも12ヶ月以上滞在したことがある者は、かかる滞在州の証明書もあわせて提出する。現居住地の州政府の証明書に当該州以外の州も含む当該国全体の（無）犯罪情報が含まれている場合には、当該州以外の州の証明書を提出する必要はない。

(iv) 過去5年間において、海外の同一国に引き続き少なくとも12ヶ月以上滞在したことがある者は、かかる国の（無）犯罪証明書も提出する。

(v) 過去5年間において、日本に居住した経験がある者は、日本居住期間に限って証明書の提出を免除する。

### (3) 参加資格の取り消し

JET最終候補者及び合格者に以下のような事由が生じた場合には、予告なく参加資格が取り消されることがある。

- ① 参加者としてふさわしくない行為があった場合、またはそのような行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合
- ② 応募書類に虚偽の記載があった場合
- ③ JETプログラムへの参加にふさわしくない犯罪歴（飲酒運転、麻薬、性犯罪、児童犯罪等）があると認められた場合（申請書提出後も含む）。
- ④ 参加同意書及び医師による健康診断書等を期日までに提出しなかった場合
- ⑤ 日本国籍との二重国籍者が参加同意書提出期日までに日本国籍を離脱しない場合
- ⑥ 資格要件を満たさないことが、当事者の責に帰すべき事情により、事後的に明らかになった場合

## 1.2 応募から来日までの日程

2012年	3月16日	応募締切り日
	3月30日	第一次選考（書類）結果通知
	4月●日	第二次選考（面接）
	5月中旬	合格発表
	7月下旬	出発前オリエンテーション等
	8月5日	来日、任用開始

## 1.3 専属的管轄裁判所及び準拠法についての定め

募集についての専属的管轄裁判所は東京地方裁判所とする。また、準拠法は日本法とする。

### 【注】

#### 1 年度 2011年度における各国からの参加予定人数

2011年7月1日現在

招致対象国	ALT	CIR	SEA	総計
アメリカ	2,227	94	1	2,322
イギリス	426	14		440
オーストラリア	238	27		265
ニュージーランド	212	14		226
カナダ	472	15		487
アイルランド	97	6		103
フランス	7	11		18
ドイツ	1	14		15
中国	9	69	1	79
韓国	3	56	5	64
ロシア	2	8		10

ブラジル		15		15
ペルー		1		1
スペイン		2		2
イスラエル		2		2
イタリア		4		4
南アフリカ	101			101
アルゼンチン		1		1
ベルギー		1		1
フィンランド	4	1		5
オーストリア		1		1
インドネシア		1		1
モンゴル	1	3		4
スイス	1			1
インド	2			2
フィリピン		1		1
オランダ	1	2		3
トルコ		1		1
シンガポール	51	2		53
ジャマイカ	56			56
マレーシア		1		1
バルバドス	9			9
トリニダード・トバゴ	28			28
アンティグア・バーブーダ	1			1
ラトビア		1		1
フィジー	2			2
トンガ	2			2
サモア	1			1
パラオ	1			1
総計	3,955	368	7	4,330

## 2 2011年度における都道府県別参加人数

2011年7月1日現在

都道府県名	ALT	CIR	SEA	総計	都道府県名	ALT	CIR	SEA	総計
北海道	213	12		225	広島県	98	4		102
青森県	109	14		123	山口県	44	5		49
岩手県	20	3		23	徳島県	73	7		80
宮城県	60	3		63	香川県	31	4		35
秋田県	96	10		106	愛媛県	97	5		102
山形県	71	5		76	高知県	79	17		96
福島県	121	4		125	福岡県	107	7		114
茨城県	38	4		42	佐賀県	47	5		52
栃木県	29	3		32	長崎県	149	14	5	168
群馬県	117	2		119	熊本県	128	7		135
埼玉県	82	4		86	大分県	81	8		89
千葉県	53	3		56	宮崎県	64	14		78
東京都	10			10	鹿児島県	121	15		136
神奈川県	3	1		4	沖縄県	82	6		88
新潟県	92	8		100	札幌市	35	5		40
富山県	81	10		91	仙台市	66	2		68

石川県	93	17		110	横浜市		1		1
福井県	88	5		93	川崎市		1		1
山梨県	55	4		59	名古屋市		1		1
長野県	68	8		76	京都市	14			14
岐阜県	50	9		59	大阪市	23	4		27
静岡県	103	5		108	神戸市	111	3		114
愛知県	7	6		13	広島市	6	4		10
三重県	100	7		107	北九州市	14	4		18
滋賀県	85	6		91	福岡市		4		4
京都府	78	7		85	千葉市		1		1
大阪府	91			91	さいたま市				0
兵庫県	183	6		189	静岡市	13			13
奈良県	55	6		61	堺市		1		1
和歌山県	47	3	2	52	新潟市	2	5		7
鳥取県	54	14		68	浜松市	8	2		10
島根県	60	20		80	岡山市	2			2
岡山県	48	2		50	相模原市		1		1
					総計	3,955	368	7	4,330

### 3 「スポーツ国際交流員」

特定種目のスポーツを通じて、国際交流活動に従事する者。スポーツ施設や教育委員会の関係部署等に配属され、スポーツ指導等を行う。

### 4 「特別活動」

特別活動には、「学級活動」又は「ホームルーム活動」、「児童会活動」又は「生徒会活動」、「クラブ活動」（小学校のみ）、「学校行事」がある。

### 5 「語学指導」

ここでいう、「地域住民に対する語学指導」とは、地域住民を対象とする外国語教室又は異文化理解講座等を指す。

### 6 「指定言語」

英語圏諸国（アメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、アイルランド、南アフリカ、シンガポール、ジャマイカ、バルバドス、トリニダード・トバゴ等）においては英語、フランスにおいてはフランス語、ドイツにおいてはドイツ語、中国においては中国語、韓国においては韓国語、このほか英語圏以外の国の場合は英語又はその国の主要言語。

7 租税条約等により、租税免除の適用を受ける者については、必ずしも母国での納税が免除される訳ではない。母国における租税制度がどのようなになっているのかを知ることは参加者の責任であり、課税の場合は、参加者が負担することになる。

### 8 「政令指定都市」

政令で指定された人口50万人以上の市。大都市行政を効率的に運営するため、通常道府県に属する事務が委譲されている。現在は、札幌、仙台、新潟、さいたま、千葉、横浜、川崎、相模原、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、北九州、福岡の19市。